

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が 減少した場合の固定資産税等の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した組合員が所有する事業用家屋について、事業収入の割合に応じて令和３年度に限り、固定資産税等の課税標準額をゼロ又は２分の１とする特例措置を受けることができます。

本特例の適用には、認定経営革新等支援機関等の確認を受けた上で令和３年２月１日（月）までに市町村へ申告が必要です。

申告書について、各市町村への提出前に認定経営革新等支援機関等の記入・押印が必要となりますので、ＪＡへお問い合わせください。

ＪＡ締め切り：令和３年１月２５日（月）迄

お問い合わせ：営農販売課 TEL:046-857-9656

<市町村ホームページ>

横須賀市

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2340/20200602.html>

葉山町

<https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/zeimu/3/2/11426.html>

逗子市

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kazei/p11056-copy.html>

減免特例については、以下ページをご覧ください。

NEW

新型コロナウイルス感染症の影響により
事業収入が減少した場合の固定資産税等の減免

申告期限
2/1(月)
相談はお早めに！

事業収入が減少した組合員が所有する事業用家屋および償却資産について、事業収入の減少割合に応じて令和3年度に限り、固定資産税等の課税標準額をゼロまたは1/2とする特例措置です。

【対象者】令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間の事業収入と比べて、30%以上減少している中小企業者等に該当すること

【対象資産】①事業用家屋（課税明細書に記載された事業用家屋）
②償却資産（令和3年度償却資産申告書に記載した償却資産）
※土地は本特例の対象外となります。

【申告期限】認定経営革新等支援機関等の確認を受けたうえで、令和3年2月1日(月)までに各市町村への申告が必要です

事業収入の減少割合に応じて 全額免除 または 1/2軽減	令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計額について、前年の同期間と比較	適用される特例
	前年比50%以上の収入減少	全額免除
	前年比30%以上50%未満の収入減少	1/2軽減

【申告の流れ】

①申告書に記入して認定経営革新等支援機関等へ確認依頼

②支援機関の確認後、【認定経営革新等支援機関等確認欄】に記入・押印され、返却

③返却された申告書および必要書類一式を市町村へ提出

組合員等

市町村

③ 申告書

① ②

認定経営革新等支援機関等

J Aは認定経営革新等支援機関等に準ずる組織となります。

申告書について、各市町村への提出前に認定経営革新等支援機関等の記入・押印が必要となりますので、JAへお問い合わせください。

※JA締め切りは1/25(月)まで

JAよこすか葉山 営農販売課 TEL：857-9656 FAX：857-2131

土地も軽減の対象となるの？

土地は対象となりません。軽減の対象となるのは事業用の家屋と償却資産です。

**個人の所有する家屋や償却資産は軽減対象になるの？**

個人の所有する居住用の家屋は対象外です。また、事業用以外の（個人が所有する）償却資産というものは存在しません。

**居住用家屋と一体の事業用事務所も軽減の対象？**

事業用と居住用が一体となっている家屋についても対象となります。事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。

個人所有の
居住用家屋

**事業承継により経営者が変わった場合、事業者名が変わってもいいの？**

経営者が変わっただけであり、事業内容に変更がない場合は対象となる可能性があります。

**あと、開業間もない場合は、対象にならないのかな？**

開業間もない場合には、本制度が前年と比較して一定の事業収入が減少していることを要件としているため、前年同期との比較ができません。よって、新型コロナウイルスの影響であることが確認できないため、対象外となります。

固定資産税等の減免特例をご紹介します！

だれでも減免されるの？

新型コロナウイルスの影響で、令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入が前年と比較して30%以上減少した事業者が対象となります。

農業所得申告者は、月別売上を会計帳簿や売上台帳で証明する必要があります。



どのくらい軽減されるの？

事業収入合計額を前年同期と比較して、

- ・50%以上減少
⇒全額免除
- ・30%以上50%未満減少
⇒1/2軽減

固定資産税等の減免の特例って？

新型コロナウイルスにより、事業収入が減少した中小企業者等（個人農業者含む）の所有する事業用家屋および償却資産にかかる固定資産税が令和3年度限定で軽減される措置です。



申請はどうすればいいの？

事業者本人が各市町村のHPから入手した申告様式に記入し、認定経営革新等支援機関等に確認・押印を受け、市町村に2/1（月）までに提出してください。

JAは認定経営革新等支援機関等に準ずる組織として定められています。



制度概要や申告書様式は



各市町村固定資産税減免コロナで検索

【お問い合わせ先】

JAよこすか葉山

営農販売課

TEL：857-9656

FAX：857-2131